

朝霞市生涯学習ボランティアバンク設置要綱

(趣旨)

第1条 ボランティア精神を踏まえた人材の活用を図ることにより、多様化する市民の学習ニーズに応え、市民相互の学びあいを支援するため、朝霞市生涯学習ボランティアバンク（以下「ボランティアバンク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 教育委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習ボランティアの登録に関すること。
- (2) 生涯学習ボランティアの紹介に関すること。
- (3) 情報の収集、提供に関すること。
- (4) 生涯学習ボランティアの育成と資質の向上に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ボランティアバンクに関し必要な事項（登録の要件）

第3条 ボランティアバンクに登録できる者は、本要綱の目的に賛同し、地域社会において生涯学習ボランティア活動を実践しようとする個人又は団体とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする者を除く。

(登録)

第4条 ボランティアバンクに関する事務は、次のとおりとする。

(1) 分野及び対象

登録の分野は、生涯学習に関する全分野とし、対象は個人及び団体とする。

(2) 申請方法

ボランティアバンクに登録を希望する個人又は団体は、朝霞市生涯学習ボランティアバンク登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(3) 審査及び登録

教育委員会は、申請の内容等を審査し、要件を満たすと認めた場合は、ボランティアバンクに登録し、申請者、団体に対し、朝霞市生涯学習ボランティアバンク登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(4) 有効期間

ボランティアバンクの登録の有効期間は定めない。ただし、教育委員会はボランティアバンクに登録された個人又は団体（以下単に「登録者」という。）から取消しの申出があった場合は、登録を取り消すものとする。

(5) 登録事項の変更

登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに朝霞市生涯学習ボランティアバンク登録（変更・取消）申請書（様式第3号）を提出するものとする。

(6) 取消し

教育委員会は、登録者を不適格と認めたときは、登録を取り消すものとする。

(登録者の紹介)

第5条 教育委員会は、依頼を受けた場合は登録者を紹介するものとする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする場合を除く。

(登録者の公表)

第6条 登録者の団体名称、氏名、活動内容等は、登録者の承諾を得た上で、公表することができるものとする。

(費用)

第7条 生涯学習ボランティアの活動は、無償を原則とする。ただし、少額の実費等は徴収できるものとする。

(事務局)

第8条 ボランティアバンクの事務局を朝霞市教育委員会生涯学習部生涯学習課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。